

新型コロナウイルスが5類感染症に変更となりました!

令和5年5月8日から、新型コロナの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更となりました。これまでの新型コロナウイルス感染症対策について、町民のみなさまのたくさんのご理解とご協力ありがとうございました。今回の5類感染症への変更に合わせて、高森町では以下のとおり対応方針を決定いたしましたのでお知らせいたします。

基本的な感染対策のポイント

感染対策については、右表の考え方を踏まえ感染対策上の必要性に加え、自主的な感染対策の実施をお願いいたします。ただし、感染が大きく拡大した場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を行っていただくこともありますのでご了承ください。

基本的な感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。一定の場合 [*] にはマスク着用を推奨。(令和5年3月13日変更) ※受診時や医療機関・高齢者施設等への訪問時、通勤ラッシュ等混雑した電車やバスに乗車する時
手洗い等の手指衛生 換 気	新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効。
「三つの密」の回避 人との距離の確保	流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効(避けられない場合はマスク着用が有効)。

令和5年度のワクチン接種予定について

◎令和5年春開始接種 (5月8日～8月31日)

対象：65歳以上の方
基礎疾患を有する方(5～64歳)
医療従事者・介護従事者等
※高森町では高森総合センター特設会場にて集団接種を実施します。

◎令和5年秋開始接種 (9月以降)






対象：上記を含む5歳以上の方

5類変更後の療養期間の考え方について

外出を控えるかどうかは、**個人の判断**に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

◎**発症後5日間**かつ**症状軽快後24時間**経過するまでの間は**外出を控えること**を推奨

●**発症後10日間**が経過するまでは、マスクを着用し、高齢者等のハイリスク者との接触は控えることを推奨

周囲の方に感染を広げないために	ご自身を感染から守るために
マスクを着用しましょう  受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時  通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時	マスク着用が効果的です  高齢者  妊婦  慢性肝臓病・がん・心血管疾患など基礎疾患を有する方 重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

お知らせ

- 高森町新型コロナワクチン接種コールセンターは**5月15日(月)から再開**しています
 - 高森町民限定の抗原検査定性キット**(体外診断用医療品)は**9月30日(土)まで**、無料配布実施中です
- ※体調が悪い方や感染の疑いがある方は、事前にご連絡をお願いします。

問 住民福祉課 ☎0967-62-2911

教育委員会からのお知らせ

学校におけるコロナウイルス感染症対策について

【学校生活での見直し】

- マスク着用は求めない
- 給食時の「黙食」は求めない
- 感染が流行している場合などには、活動場面に応じて以下の措置を一時的に講じる
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

【感染及び感染疑いの場合】

- (学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について(R5.4.28)より抜粋)
- 感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとすること
 - 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること

問 教育委員会 ☎0967-62-0227

税務課からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置終了について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどした世帯に対して、国民健康保険税の免除または減額を実施してまいりましたが、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことを踏まえ、令和4年度相当分までで減免措置を終了いたします。詳しくは、担当までお問い合わせください。

問 税務課税務係 ☎0967-62-1123